平成２１年（フ）第１２１４９号
東京都葛飾区宝町２丁目38―11―206
債務者　直井千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２３０号
埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目244―６―201
債務者　大沼　茂夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２７４号
東京都葛飾区四つ木３丁目４―35―101
債務者　木下メルバこと　キノシタ　メルバ　ヤムゾン
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２８３号
東京都豊島区駒込２丁目９―７―505
債務者　宮崎乃梨子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２９４号
東京都板橋区高島平１丁目68―13
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３０１号
千葉県船橋市本中山５丁目１―26―202
債務者　戸田　亜希
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３６６号
北海道函館市本通１丁目15―34
債務者　五十嵐　愛
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３６７号
埼玉県吉川市吉屋１丁目158―12
債務者　雲雀　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３６８号
埼玉県吉川市吉屋１丁目158―12
債務者　雲雀　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３７４号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目１―７―106
債務者　島田　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３７５号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目１―７―106
債務者　島田　樹理
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３９４号
東京都清瀬市竹丘２丁目33―５―203
債務者　原田　洋光
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３９８号
東京都葛飾区東金町２丁目17―16―306
債務者　山本清一郎
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３９９号
神奈川県横浜市西区西戸部町２丁目194
債務者　嵯峨　由章
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４０１号
神奈川県横浜市旭区二俣川２丁目32
債務者　奥川　洋子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４０２号
東京都北区浮間３丁目１―37―1208
債務者　前川　磯子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部